



毎月 1 回 1 日 発行
 発行 社団法人 全国防災協会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 3-11
 (パインランドビル 5F)

電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者 加藤浩己 印刷所 (株)白 橋



東日本大震災 宮城県気仙沼市 (写真提供：(社)東北建設協会)

目 次

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）について（速報その 2）
(社)全国防災協会… 2

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する
 法律案」について.....内閣府（防災担当）… 9

東日本大震災における国土交通省の今後の対応方針.....国土交通省…10

平成23年東日本大震災に関する災害復旧の迅速化に向けた災害査定
 の簡素化について（お知らせ）.....国土交通省…13

水防月間について.....国土交通省河川局防災課…16

平成23年度災害復旧事業設計単価・歩掛について.....国土交通省河川局防災課…17

各県コーナー 「埼玉県」.....18

査定官メッセージ 「有言実行？」.....西本 靖…23

新任査定官プロフィール.....26

協会だより.....27

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震） について（速報その2）

(社)全国防災協会

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）で被災されました皆様、
ならびに関係者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

平成23年3月11日14時46分頃、マグニチュード9（暫定値）の日本史上でも希な巨大地震が東北地方太平洋沖（三陸沖）で発生し、この地震による家屋の倒壊や液状化によるライフラインの被災、また、その後発生した想像を絶する大津波により、東日本太平洋沿岸一帯では家屋の流失や多数の死者・行方不明者を出す等、未曾有の悲惨な大被害を受けました。

この地震の被災概要及びその対応等については、日々更新されておりますので今月号でも前号（4月号）に引きつづきご紹介させていただきます。（数値等については速報値であり、今後とも変わることがあります）

○地震の概要

県北東部・南部、東京都23区、新島、
神奈川県東部、山梨県中・西部、山梨
県東部・富士五湖

(1) 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震

○発生日時

平成23年3月11日 14時46分頃

○主な検潮所で観測した津波の観測値

（4月13日16時00分現在）

○マグニチュード

9.0（暫定値）

津波観測点名称	津波の高さ (最大波)	最大波観測時刻
相馬	9.3m以上	11日15時51分
宮古	8.5m以上	11日15時26分
大船渡	8.0m以上	11日15時18分
石巻市鮎川	7.6m以上	11日15時26分
大洗	4.2m	11日16時52分
釜石	4.1m以上	11日15時21分
えりも町庶野	3.5m	11日15時44分
いわき市小名浜	3.3m	11日15時39分
むつ市関根浜	2.9m	11日18時16分
根室市花咲	2.8m	11日15時57分
十勝港	2.8m以上	11日15時57分
八戸	2.7m以上	11日16時51分
浦河	2.7m	11日16時42分
浜中町霧多布港	2.6m	11日22時19分
須崎港	2.6m	11日20時59分
苫小牧東港	2.5m以上	11日16時17分

○場所および深さ

三陸沖（牡鹿半島の東南東、約130km付近）、
深さ約24km（暫定値）

○震度5強以上を観測した地域

震度7 宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜
通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・
南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、
福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、
千葉県北西部

震度5強 青森県三八上北、岩手県沿岸北部、秋
田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・
置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉

太字は今回更新値

○警察庁がまとめた大震災被害

(30日現在)

	死 者	行方不明	避難者	避難所
宮 城	8,819	6,524	3万8,501	416
岩 手	4,293	3,405	4万1,058	367
福 島	1,486	1,086	2万6,232	171
その他	64	4	2万1,285	1,523
計	1万4,662	1万1,019	12万7,076	2,477

(数字は人数。避難所は箇所数)

○宮城沖海底50メートル移動

東日本大震災で、宮城県沖約200キロの日本海溝付近の海底地盤が南東に約50メートル移動、約7メートル隆起していたことが、海洋研究開発機構の深海調査でわかった。移動量としては、これまでの観測史上最も大きな値となっている。

同機構は3月後半、深海調査研究船「かいらい」を使い、同海溝付近で地震に伴う海底地盤の変化を調べ、1999年の調査時のデータと比較した結果、今回移動した部分は幅40キロにわたっており、こうした海溝付近の大きな動きが、今回の巨大津波を生んだとみられている。

海溝の最深部（深さ約7,600メートル）では、陸側の地盤が幅数キロにわたって崩れた跡も見つかっており、海底地滑りが起きた証拠とみられ、同機構では「局所的とみられるが、日本海溝にある過去の海底地滑りと比べても大きい動きであった」としている。

○防災基本計画の見直しについて

国の中央防災会議*（会長・官首相）は27日、東日本大震災で死者・行方不明者が2万5,000人を超えていることを受け、国の防災基本計画を見直し、「津波災害」の対策強化を決めた。このため今秋をめどに専門家の意見を集約し、国や都道府県、市町

村に対して具体的な防災対策の検討を求める。また海溝型大地震の東海、東南海、南海地震が同時に起こる「三連動地震」についても、津波による甚大な被害が予想されるため、災害規模の見直しや対策の強化を検討することとなった。

現在、国の防災基本計画は、自然災害を「震災」「風水害」「火山災害」「雪害」の四つに分類し、防災や応急対策を定めている。「津波」は、震災の区分の中の1項目で、約400ページに及ぶ基本計画の2ページに過ぎないが、5本目の柱に位置づけられる可能性も出てきた。

災害対策基本法では、関係省庁、地方自治体などに、国の防災計画に基づいてそれぞれの防災計画を策定し、対策の強化を義務づけており、今まで以上の対策が講じられる見通しとなった。

中央防災会議では2006年1月、明治三陸地震（1896年、死者2万1,959人）と同規模の地震では死者2,700人と想定していたが、東日本大震災では予想をはるかに超える被害が出た。

官首相は同日、官邸で開かれた会議の冒頭、「今回の大震災は中央防災会議の予測、想定をはるかに超えた大きさだった。防災対策などを大きく見直す必要がある」と述べた。

中央防災会議ではこの日、防災対策の専門家などからなる「地震・津波対策に関する専門調査会」を新たに設置。東海地震や東南海、南海地震が同時に起こる三連動地震では、現時点では死者約2万5,000人と想定されているが、関東から九州までの太平洋側で津波による甚大な被害が予想されるため、被害想定を再検討することとなった。

また、今回の震災では、防災の中心となるべき役場が被災し、行政が機能しなくなったため、役所の設置場所や行政機能の維持の方策についても検討する。現行の国の指針では3メートルを越す津波に対する「避難ビル」の基準がないため、3メートル超の津波が予想された際、逃げ込む建物の階数などについても明確な基準を設ける方針である。

※中央防災会議：国の防災計画の策定に関する最高意思決定機関。会長は首相が務め、閣僚や学識経験者ら計26人で構成されている。国の防災基本計画を作成するほか、防災に関する事項について、首相や防災担当相に意見を述べる。

○液状化被害の認定基準の緩和について

今回発生した東北地方太平洋沖地震により、東日本の太平洋沿岸地域では広範囲にわたって液状化現象による被害が発生した。

液状化によるライフライン被害は特に茨城県・千葉県下で大きく、4月末現在、未だライフラインが完全に復旧していない地域が多く見受けられます。

ライフライン被害と同様に一般住宅も液状化による被害を受けた。

政府は、東日本大震災による液状化現象で起きた住宅の被害認定について、従来より基準を緩和することを発表しました。救済対象が広がる見通しです。

住宅の被害認定をめぐるっては、現行の基準が厳しく、今回の震災被害の実態にそぐわないとの指摘があり、政府が緩和を検討していました。その結果、住宅が傾いた場合の基準について、「全壊」は現行通りですが、新たに「大規模半壊」や「半壊」が加わりました。また、住宅が地面に床上1メートルまで沈んだ場合は「全壊」とするなどの基準も追加されました。政府が被害基準を緩和したことで、千葉県や茨城県で液状化の被害を受けた住宅のうち、被災者生活再建支援法の適用対象が増える見通しです。

傾きによる判定が追加された新基準と従来基準の比較

	新たな基準	従来基準
全 壊	傾き20分の1以上	同左
大規模半壊	傾き60分の1以上20分の1未満(新設)	傾き60分の1以上20分の1未満の場合、柱と基礎で15%損壊と判定。屋根などの損害を加算して20%以上なら半壊、40%以上なら大規模半壊など
半 壊	傾き100分の1以上60分の1未満(新設)	
一部損壊	—	傾き60分の1以上20分の1未満(傾きのみ)

(基礎と柱が一体的に傾く場合。20分の1の傾き=20センチの垂直高さに対して1センチの水平方向のずれ)

液状化現象：地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物(下水管等)が浮き上がった。単に液状化(えきじょうか)ともいう。

液状化は、地表付近の含水状態の砂質土が、地震の震動により固体から液体の性質を示すことにより、上部の舗装や構造物などが揚圧力を受け破壊、沈み込みを起こすものである。「流砂」とも呼ばれていた。

発生する場所は砂丘地帯や三角州、港湾地域の埋め立て地などがほとんどであるが、近年の研究では、旧河川跡や池跡や水田跡なども発生しやすい地質であることが分かってきた。近年、都市化で該当地域が多いことで、今後も地震発生に伴う被害拡大の影響が懸念される。

○公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案について

(国交省 HP より)

1. 背景

本年3月の我が国観測史上最大の地震及びこれに伴う大津波は、東日本大震災として、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸を中心に甚大な被害をもたらしたところです。

被災した市町村の中には、壊滅的な被害を受け、行政機能が麻痺し、災害復旧事業等に係る工事を十分に実施できないところが数多くあります。また、県においても、大きな被害を受け、災害復旧事業等に係る工事の実施が極めて困難な状況になっているところがあります。

2. 概要

1. の状況において、一刻も早い災害復旧を実現し、被災地における住民生活の安全、安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、次のとおり、国又は県が、被災した地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を実施できるようにします。

(1) 工事の代行

国又は県は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって自ら漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、下水道、河川及び急傾斜地崩壊防止の災害復旧事業等に係る工事を施行することができることとします。

(2) 権限の代行

国又は県が被災地方公共団体に代わって公共土木

施設の災害復旧事業等に係る工事を施行する場合には、当該地方公共団体に代わってその権限を行うものとするものとします。

(3) 費用負担

国又は県が被災地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行する場合には、国又は県及び当該地方公共団体の費用負担について定めることとします。

3. 閣議決定日

平成23年4月22日（金）

○仙台平野における地震に伴う地盤沈下について

（国交省 HP より）

東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、仙台平野の海岸及び平地部において広範な地盤沈下が発生しています。

また、津波により、海岸堤防は全域にわたり全半壊し、海岸沿いの砂丘も津波による侵食等により部分的に失われた状態となっています。

このため、仙台平野においては高潮等に対する安全性が著しく低下していることから、航空レーザ計測等^{*1}により得られたデータより、面的に地盤沈下の状況を把握し、海面との高さの関係を整理しました。地震前は、既往最高潮位以下の面積83km²のうち、平均海面以下の面積が3km²であったものが、地震後にはそれぞれ111km²、16km²と変化しました。

	地震前	地震後	増加した割合
平均海面 ^{*2} 以下の面積 ^{*3} (T.P.±0m)	3km ²	16km ²	5.3倍
大潮の満潮位 ^{*4} 以下の面積 (T.P.+0.7m)	32km ²	56km ²	1.8倍
既往最高潮位 ^{*5} 以下の面積 (T.P.+1.6m)	83km ²	111km ²	1.3倍

※1 一部現地測量の成果を使用して補正

※2 東京湾平均海面 (T.P.±0m)

※3 面積は、小数点第一位を四捨五入

※4 朔望平均満潮位：新月および満月の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値。ここではT.P.+0.7m

※5 T.P.+1.58m（観測所：仙台新港験潮所 1980～2010の統計）をT.P.+1.6mとして算出

○ ボランティア保険について ○

今回の東日本大震災に伴い、被災地にボランティアで出かける方からの保険に関するお問い合わせが、全国防災協会に毎日のようにありますが、本協会が扱っているボランティア保険は、公共土木施設の復旧に係るボランティア活動に限定された保険であり、しかも個人加入ではなく団体での加入が、保険に加入する要件となっています。

このため、お問い合わせに対しては個人のボランティア保険を取り扱っている、社会福祉協議会をご紹介させていただいております。

ボランティア保険は「ボランティア活動中に事故にあった」「被災者の家を清掃しているときに、誤って被災者の財産を壊した」など、予期せぬ病気やけがに備え、損害賠償責任を果たすための保険です。

多くのボランティアは現地の社会福祉協議会を通して現地の社会福祉協議会を通して被災地に赴きます。その際、全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入してもらっています。1977年の創設で、ボランティア活動の拡大とともに普及し、今では毎年約170万人が加入しています。

この保険には、一般的なボランティア活動が対象の基本タイプと、地震、津波、噴火といった自然災害でのけがなども補償する天災タイプがあります。被災地では現在も余震が続いているので、天災タイプを推奨しています。

天災タイプには、年間保険料が490円のAプランと720円のBプランがあります。おおざっぱに説明すると、例えば、事故などでけがを負うと、通院1日につきAプランは4,100円、Bプランは6,370円の保険金が下ります。物を壊すなど損害賠償責任が発生した場合は、A、Bプランともに上限5億円が支払われます。

補償期間は4月1日～3月31日と決まっています。途中加入の場合は当日（本来は翌日。現在は特例適用中）～3月31日です。被災地に移動中の事故も考えられます。最寄りの社会福祉協議会に連絡を取り、あらかじめ保険に加入してからボランティア活動をお願いします。

詳細については、(社)全国社会福祉協議会のHPをご参照下さい。

東北地方太平洋沖地震被災状況写真

(写真提供：(社)東北建設協会みちのくGIDAS)



宮城県亘理町



宮城県岩沼市



宮城県気仙沼市



宮城県南三陸町



(国土交通省 HP より)

河川・海岸の被災・復旧状況

河 川 局
平成 23 年 4 月 26 日
10 時 00 分現在

【河川】平成23年4月26日10:00現在、2,115箇所(直轄管理河川)で被災を確認。うち、6水系53箇所を緊急復旧事業対象とし、20箇所対策実施中、33箇所対策完了。

【海岸】岩手、宮城、福島3県(堤防護岸延長約300km)について、ヘリ空撮映像等をもとに可能な範囲で概略的に調査したところ、約190kmで堤防の全壊・半壊を確認。

整備局名	水系名	緊急復旧事業状況		
		調査中	対策中	完了
東北地整	馬淵川			
	阿武隈川		6	
	名取川			
	北上川		7	7
	鳴瀬川		7	2
	高瀬川			
	東北地整計		20	9
関東地整	久慈川			2
	荒川			
	那珂川			2
	利根川			20
	関東地整計			24
計		20		33



整備局名	海岸名	対策状況		
		調査中	対策中	完了
東北地整	仙台湾南部海岸		1	
	計		1	

※被災写真は、主要な被災状況を掲載したものである。

平成23年 東北地方太平洋沖地震による土砂災害発生状況

国土交通省砂防部
平成23年4月20日

(4月20日10時時点)
土砂災害発生件数
81件

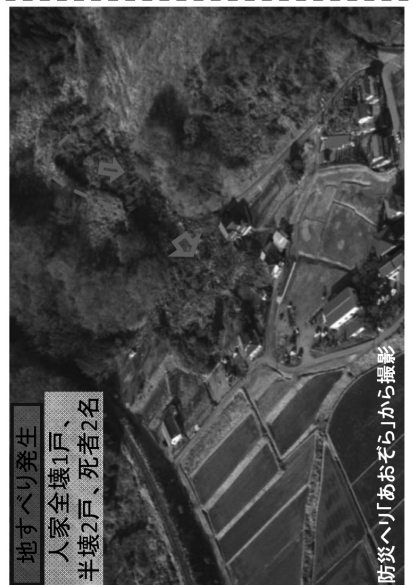
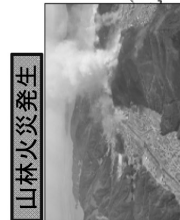
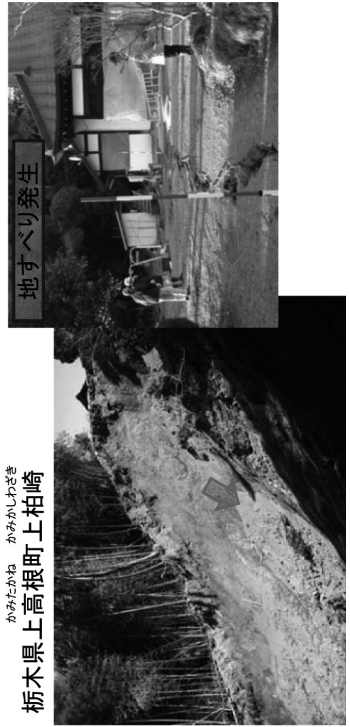
土石流等： 6件
地すべり： 15件
がけ崩れ： 60件
雪崩： 0件
(余震を含む)

死者19名

【地震の概要】

- 発生日時 平成23年3月11日 14時46分頃
- 場所および深さ 三陸沖、深さ約24km(暫定値)
- マグニチュード 9.0(暫定値)
- 震度6弱以上を観測した地域
宮城県
福島県、茨城県、栃木県
岩手県、群馬県、埼玉県、千葉県
- 震度7
- 震度6強
- 震度6弱

(4月19日 10時時点)
土砂災害危険箇所点検状況
点検対象30,435箇所
点検済18,605箇所、内異常有767箇所



【4月20日までの報告を集計】

(国土交通省 HP より)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案」について

内閣府（防災担当）HP より

4月26日（火）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案」が閣議決定されました。

同法律案は、東日本大震災に対処するため、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるものです。

・＜主な内容＞中の下線は、阪神・淡路財特法に盛り込まれていなかったもの。

1. 地方公共団体等に対する特別の財政援助

＜24項目（阪神・淡路19項目）＞

大地震又は大津波により甚大な被害を被った地方公共団体（政令で定める「特定被災地方公共団体」）等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助を行う。[いわゆる激甚法の「横出し」]

＜主な内容＞

【補助率 8/10～9/10】

上水道、工業用水道、改良住宅等、交通安全施設等、都市施設（街路等）

一般廃棄物処理施設、集落排水施設

※以上の施設は事業費を合算して補助率を算出。

【補助率 1/2～8/10～9/10】

災害廃棄物処理（ガレキ処理）

【国の負担率 8.5/10】

仙台空港の滑走路等

【補助率 2/3】

警察施設、消防施設、公的医療施設、被災市町村の臨時庁舎、保健所、社会福祉施設（老人デイサービス施設、社会事業授産施設等）等

2. 被災者等に対する特別の助成措置

＜116項目（阪神・淡路60項目）＞

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる区域（政令で定める「特定被災区域」）における被災者等に対し、社会保険料の免除、農林漁業者や中小企業者に対する金融支援等の助成を行う。

＜主な内容＞

【社会保険関係】

被災者・事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給等

【金融支援関係】

被災した農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険の保険填補率の拡充等

※ 個別の措置の詳細につきましては所管の省庁にお問い合わせください。

本件問い合わせ先 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）

参事官付：吉田、田村

03-5253-2111（代表、内線 51730）

03-3502-6036（直通）

東日本大震災における国土交通省の 今後の対応方針

国土交通省 HP より

極めて多数の人命と莫大な資産が一瞬のうちに失われるという未曾有の災害に際し、人命救助を第一義とし、被災者の救援救助、陸海空にわたる緊急輸送路の確保等に全力をあげてきたところであるが、引き続き、救援救助、被災者生活の支援、物流の確保、道路、港湾、空港、鉄道、河川等の所管施設の復旧、住宅の確保、被災自治体の支援等を強力に進め、被災地域の復旧、復興と被災者の生活の安定に総力をあげて取り組む。

I. 被災者の住宅の確保

1. 応急仮設住宅の供給、公営住宅等の活用等の推進

- ・ 2カ月で3万戸、その後の3カ月で3万戸供給する準備を実施
- ・ 応急仮設住宅17,660戸着工済み（うち2,588戸完成）、4,497戸着工予定（4/26）
- ・ 被災者へ提供可能な住宅として、公営住宅等約22,000戸のうち約4,100戸が入居決定（4/25）、UR賃貸住宅約5,100戸のうち約670戸が入居決定（4/25）
- ・ 県境を越えた旅館、ホテルの受入可能数（4/26、42都道府県、146,000名）

2. 住宅支援に向けた相談窓口の設置

- ・ 被災者向け公営住宅等情報センター（3/22～） TEL 0120-297-722
- ・ 被災住宅補修のための無料診断・相談窓口（3/31～） TEL 0120-330-712
- ・ 分譲マンション震災関係相談専用窓口（3/14～） TEL 03-3222-1624

3. 住宅再建に向けた支援

- ・ 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等の実施

II. インフラの復旧

道路：直轄国道においては、国道45号の被災規模が大きい箇所について仮橋の設置等により広域迂回の解消を図るとともに、片側交互通行の解消等、順次、本復旧に着手する。

鉄道：早期復旧に努力。運転再開予定：東北新幹線：4月29日。

空港：仙台空港の完全復旧に向け、引き続き復旧作業を継続。

港湾：航路の啓開、岸壁の応急復旧等により、緊急物資等の輸送能力を増強。被災港湾の暫定利用可能岸壁数（水深4.5m以深の公共岸壁）：129/367バース

航路：被害のあった航路標識について、緊急物資輸送に供する港湾内を優先的に応急復旧を実施。航路障害物となっている漂流船の除去。

高速バス：首都圏～東北方面において震災前に比較して輸送力を増強（4/21 267%）

離島航路・フェリー：離島航路4航路のうち3航路、及び中長距離フェリーの太平洋フェリー（株）も限定的に運航を再開。下水道：全国の自治体等の広域的な支援のもとで被災した管路の早期復旧に向けた総合調整、日本下水道事業団による大規模被災施設の復旧支援。

河川：特に緊急的な対応が必要な箇所について出水期までに緊急復旧を実施。

海岸：特に緊急的な対応が必要な箇所について緊急

復旧を実施。

Ⅲ. 被災地域の支援

1. 海上保安庁の船艇等による捜索救助、支援

巡視船艇 54隻、航空機 19機、特殊救難隊 6名、
機動救難士 6名、機動防除隊 4名

2. 被災地域の安全の確保

- ・湛水区域の排水対策の実施
(4/25 9市町村で88台のポンプを稼働)
- ・土砂災害危険箇所点検
(4/24 対象 30,435所中20,899箇所点検済み)
- ・被災建築物応急危険度判定等の支援
(87,850件判定済み)

3. 被災地域への職員、機材の派遣 (4/25)

- ・国土交通省職員の積極的な派遣
(263人、延べ16,699人)
- ・上記のうち緊急災害対策派遣隊 (TEC-FOECE)
の派遣 (206人、延べ12,848人)
- ・TEC-FORCEのうち自治体支援 (災対本部支援、
排水等) (152人、延べ7,398人)
- ・災害対策機材の派遣 (4/26 185台、延べ9,352台)

Ⅳ. 福島原子力発電所事故対応

- ① 空港、港湾等の放射線に係る安全情報 (外国向
け含む) の提供 (国、関係機関)
- ② 海外の観光事業者等に対する情報提供の実施
- ③ 飛行禁止区域の設定
- ④ 避難指示区域周辺海域の監視警戒、航行警報発
出等

<各局の取り組み (抜粋)>

【気象庁】
被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、以下の取り組みを行う。
① 地震・津波の状況を引き続き的確に監視する。
② 地震・津波に関する警報・注意報等を迅速確実に発表・提供する。
③ 被災地に係る気象情報を的確に発表・提供する。
④ 障害中の地震計等各種観測データの迅速な復旧に努める。
⑤ JMA-MOTを派遣し、地震、津波に関する調査を引き続き速やかに実施する。
⑥ 東京電力の計画停電時に発動発電機等の万全な運用を図り、警報等の防災・安全情報を適時的確に発表・提供する。

【緊急災害対策派遣隊等 (TEC-FORCE)】 (4/25 206人、延べ12,848人)
① 所管施設に対する緊急調査及び応急復旧への支援のため、被災地域に北海道開発局、全国の地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院等から、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) を派遣する。
② 災害対策ヘリコプター2機 (延べ153機)、災害対策機材 (排水ポンプ車81台、照明車38台、衛星通信車6台、対策本部車等60台) 計185台 (延べ9,352台) を派遣。(4/26現在) 引き続き、支援を継続する。
③ 通信手段の途絶した自治体への支援のため、衛星通信車等を関係9市町等に派遣。3月15日より順次運用開始。引き続き、支援を継続する。

【道路局】

- ① 直轄国道においては、国道45号の被災規模が大きい箇所について仮橋の設置等により広域迂回の解消を図るとともに、片側交互通行の解消等、順次、本復旧に着手する。
- ② 都道府県道・市町村道における被災状況の把握に努めるとともに、今後の支援に向け準備を進める。

【河川局】

- ① 河川・ダム・海岸
 - 施設点検
 - ・直轄管理河川では点検を終了し、2,115箇所の損傷箇所を発見。必要な応急対策を継続実施。都道府県管理河川については、点検及び必要な応急対策を継続実施。
 - ・海岸保全施設の被害状況の調査及び情報収集
 - 直轄管理河川における被災箇所の緊急復旧
 - ・堤防が決壊した北上川の石巻市釜谷地先等、東北地方整備局及び関東地方整備局において特に緊急性の高い被災箇所20箇所までで出水期までに緊急復旧工事を実施中。これまで、東北地方整備局の9箇所、関東地方整備局の24箇所が完了。
 - 直轄管理ダムの操作
 - ・下流河道の被害状況を考慮した操作手法の検討
 - ・水力発電の効率を上げる操作の検討
 - 直轄海岸における被災箇所の緊急復旧
 - ・仙台湾南部海岸について、東北地方整備局において緊急復旧工事を実施中。
- ② 津波による湛水への対応
 - ・排水ポンプ車による湛水域の排水対策を実施。

【河川局】（砂防部）

- ① 砂防関連施設の点検
 - ・直轄事務所及び各都県による砂防関連施設の点検を実施（19直轄事務所については点検完了、14都県のうち12都県については点検完了）。
- ② 土砂災害危険箇所等の点検
 - ・震度5強以上を観測した市区町村を有する14都県において優先度の高い土砂災害危険箇所等の点検に着手。10都県において点検完了。
- ③ 天然ダム発生等の有無の現地調査
 - ・12日よりヘリによる天然ダム発生等の有無のヘリ調査を実施中。
- ④ 震度6強以上のエリアを中心に、地上からの調査が困難な山間地域を対象に、今後の土砂災害発生の可能性について、ヘリによる調査を実施中。
- ⑤ 再度災害防止への対応
 - ・震災により発生した土砂の崩壊、地すべり等について緊急的に対処するため、砂防設備、地すべり防止施設等を設置する災害関連緊急砂防事業等を実施。（事業採択5件）。

平成23年東日本大震災に関する災害復旧の迅速化に向けた災害査定の特化について（お知らせ）

国土交通省 HP より

東日本大震災被災地域の早期の復旧・復興を支援するため、災害復旧の迅速化に向け次のとおり自治体の災害復旧事業の査定を大幅に特化することと通知しましたのでお知らせします。

[1] 設計図書の特化

平面図や被災状況写真を航空写真で代替、復旧計画図を標準断面図で作成など

[2] 総合単価使用限度額の特化

積上げ積算をしなくてもよい限度額を通常の1千万円未満から1億円未満に拡大

[3] 机上査定額の特化

実地によらずに査定ができる限度額を通常の3百万円未満から5千万円未満に拡大

なお、自治体の災害復旧工事は、応急工事として国の災害査定を待たず被災直後から可能で、既に多くの箇所で行われています。

事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 11 日

岩手県県土整備部 砂防災害課長 殿
宮城県土木部 防災砂防課長 殿
福島県土木部 河川整備課長 殿
茨城県土木部 河川課長 殿
栃木県県土整備部 河川課長 殿
千葉県県土整備部 河川環境課長 殿
仙台市建設局百年の杜推進部 河川課長 殿
千葉市建設局下水道建設部 都市河川課長 殿

国土交通省 河川局 防災課

課長補佐 木村 秀治

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧事業の査定の
特化について（通知）

標記について、平成23年東北地方太平洋沖地震による甚大な被害の発生状況に鑑み、災害復旧事業の速やかな処理を図るため、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、貴管内市町村に対してもこの旨周知することをお願いする。

記

1. 査定の簡素化の対象となる災害については、平成23年東北地方太平洋沖地震に限る。
2. 査定の簡素化の対象となる地域については、

{	岩手県 宮城県（仙台市を除く） 福島県 茨城県 栃木県 千葉県（千葉市を除く） 仙台市 千葉市	全域とする。
---	--	--------
3. 総合単価を使用することができる一箇所工事の国庫負担申請額を、一千万円未満から一億円未満に引き上げる。
4. 「公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日付け建河発第351号建設省河川局長通知）」第十二第一項について、机上査定の適用を一箇所工事の国庫負担申請額を三百万円未満から五千万円未満に引き上げる。
なお、被災写真及び図面等、被災状況を説明できる資料については、下記「7.」に準じて整備すること。
5. 「災害復旧事業における総合単価の使用の運用について（昭和62年5月1日付け建河防発第71号）建設省河川局防災課長通知」第3項の、総合単価を・・・現地調査時の処理条件等により・・・について、一千万円以上を一億円以上に、一千二百万円を一億二千万円に引き上げる。
6. 「災害復旧事業における総合単価の使用の運用に関する留意事項について（平成11年7月9日付け）建設省河川局防災・海岸建設専門官事務連絡」第1項の、併用申請の限度額を一千万円未満を一億円未満に引き上げる。また、第2項の、変更後の国庫負担申請額が一千二百万円に達するを一億二千万円に達するに引き上げる。
7. 設計書添付図面（平面図及び標準断面図）を簡素化し、標準断面図による積上げをすることができるものとする。

(※) 上記に掲げるもの以外の事項については、別途通知する。

東日本大震災 災害査定の大幅な簡素化

復旧・復興に向けた支援：災害査定の大幅な簡素化

- 設計図書の大幅な簡素化 → 業務量を約1/10に削減
- 総合単価使用限度額の大幅な拡大 → 業務量を約1/3に削減
- 机上査定額の大幅な拡大 → 業務量を約1/3に削減

簡素化項目	通 常	東日本大震災	新潟県 中越地震	阪神・淡路 大震災
		岩手県・宮城県 福島県・茨城県 栃木県・千葉県 仙台市・千葉市	新潟県	兵庫県・神戸市
設計図書の簡素化	—	実 施	—	—
総合単価使用限度額	1千万円未満	1億円未満	5千万円未満	5千万円未満
机上査定額	3百万円未満	5千万円未満	1千万円未満	1千万円未満

東日本大震災 災害査定の大幅な簡素化

設計図書の大幅な簡素化

国土地形図・航空写真・台帳等標準断面等を利用して設計図書を作成

- 平面図を航空写真で作成
- 被災状況写真を航空写真等で作成
- 復旧計画図は標準断面図で作成，等

測量(平板, 縦横断) やポール・リボンを
使った被災現場の写真, 詳細な復旧計画図の作成等が不要
となり, 大幅に業務量を削減できる



※代表的な被災形態を定め、申請(復旧)計画の標準断面図で設計書を作成。

※ 航空写真は、国土地理院が撮影した写真(上左図)が無料で活用でき、大幅な測量費の低減も図れる。

平成23年度災害復旧事業設計単価・歩掛 について

国土交通省河川局防災課基準第一係

災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、あらかじめ当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛について主務大臣に協議し、その同意を得なければならない（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第六条第二項）。

これに基づき、今年度同意された平成23年度災害復旧事業設計単価・歩掛についての概要を以下に示す。

1. 平成23年度同意単価

(1) 労務単価

労務単価は、農林・運輸・建設の「三省協定」（昭和45年8月）に基づき、直轄工事・都道府県工事・市町村工事等の労務賃金の実態調査により定めた「公共工事設計労務単価」を災害査定用労務単価として運用している。災害査定用労務単価は、基本的に年度途中で見直しを行っていない。

主要職種における平成23年度の労務単価は表-1のとおり。

表-1 主要職種の労務単価（全国平均）

（単位：円/人）

職 種	平成22年度	平成23年度	対前年度比
普通作業員	12,600	12,600	1.00
特殊作業員	15,400	15,300	0.99
鉄筋工	15,500	15,200	0.98
運転手(特殊)	15,700	15,600	0.99
型わく工	15,700	15,500	0.99

(2) 資材単価

各都道府県毎に物価資材や市場調査等をもとに災害査定用資材単価を作成し、同意を得ることになっている。災害査定用資材単価は基本的に年度途中で見直しを行っていない。

平成23年度の主要資材の状況を見ると、一昨年来

で下落傾向であった異形棒鋼、綱矢板については昨年から上昇する方向にある。また、コンクリート製品等については、ほぼ横ばいで推移している。

平成23年度の主要資材単価は表-2のとおり。

表-2 主要資材の単価（全国平均）

（単位：円）

資 材 名	単位	平成22年度	平成23年度	対前年度比
異形棒鋼	t	52,400	64,300	1.23
綱矢板	t	116,000	129,000	1.11
積ブロック	m ³	4,530	4,590	1.01
生コンクリート(18N)	m ³	11,800	11,900	1.01
生コンクリート(21N)	m ³	12,300	12,300	1.00

2. 平成23年度災害査定用歩掛の主な改正点

災害査定用歩掛は、文字通り災害査定設計書を作成するための歩掛であるが、実施設計書との乖離が生じないようにとの配慮から、平成5年7月より土木工事標準歩掛に準拠したものとなっている。土木工事標準歩掛は、施工形態の変動への対応及び歩掛の合理化・簡素化の観点からの歩掛の改正・制定が行われている。平成23年度の災害査定用歩掛の主な改正点は次のとおり。

〔主要な改正内容〕

(1) 歩掛について

災害査定用設計歩掛が準拠している土木工事標準歩掛（国土交通省）において、平成23年度は「機械土工(土砂)」など10工種の歩掛見直し等が行われた。

(2) 間接工事費について

共通仮設費、現場管理費の間接工事費率の大都市補正について、適用地区に相模原市が追加された。

《各県コーナー》

平成22年災第1号

一級河川柳瀬川／所沢市下安松

……………埼玉県河川砂防課

1. はじめに

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

今回の地震では、埼玉県においても最大震度6弱を観測し、県東部地域を中心に液状化現象や家屋の損壊等の被害が発生しました。また公共土木施設においては、道路、河川の他に下水道や公園等の施設も被害を受け、災害復旧事業として国庫負担申請事務を進めています。

埼玉県は比較的災害が少なく、災害復旧事業については年々減少傾向にあります。平成22年にお

ける災害復旧事業は件数、金額ともに平成10年以降では過去最少で、県管理河川の災害2件のみでした。(図-1)

今回は、そのうちの1件「一級河川柳瀬川／所沢市下安松」の事例を紹介いたします。

2. 概要

- ・位 置 埼玉県所沢市下安松
- ・河 川 名 一級河川柳瀬川
- ・被災年月日 平成22年7月5日の豪雨

3. 地域の概要

所沢市は、埼玉県の南中部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、市の南西部には緑豊かな狭山丘陵が広がっています。面積約72km²、人口約34万人の中核都市です。

また、本市は航空発祥の地として市の中心部に広大な航空公園が整備されており、市民の憩いの場や観光地として多くの人々に親しまれています。さらに、プロ野球チーム「埼玉西武ライオン

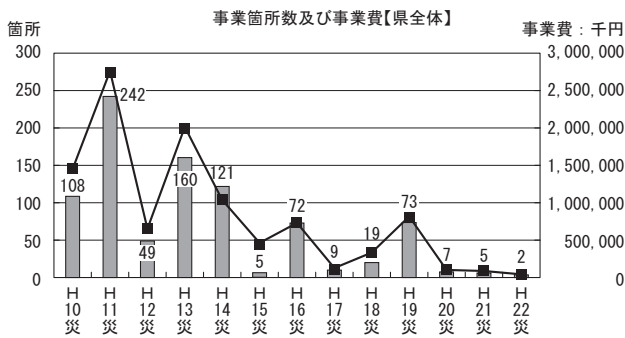


図-1 過去の災害復旧事業



図-2 位置図



写真-1 柳瀬川最上流部 (大鐘橋)

《各県コーナー》



写真-2 柳瀬川下流部（ふれあい橋付近）

柳瀬川は、特徴的な河岸段丘崖がみられ、斜面樹林と合わせて多様な地形景観を形成しています。さらに川沿いには河畔林も多く残されており、自然環境が良好に保全されています。

4. 被災の状況

(1) 気象概況

7月5日17時頃から降り始めた雨は、前線が停滞し大気の状態が不安定となったことにより、短期間に局地的な豪雨となりました。

7月5日の降雨量は日最大152mm、時間最大73mmであり、被災地の水位は10分間で最大約50cm上昇しました。

ズ」の本拠地である西武ドームがあり、スポーツ面でも活気にあふれています。

市域には3つの一級河川(柳瀬川、東川、不老川)が流れており、今回被災した柳瀬川は、狭山湖を水源として新河岸川に合流する流路延長19km、流域面積95km²の荒川水系の河川です。

(2) 被災状況

降雨により水位が上昇し、流速が速くなったことで河床が洗掘され、コンクリートブロック積護岸及び玉石積護岸が、延長約60m、高さ約5mの規模で崩壊しました。

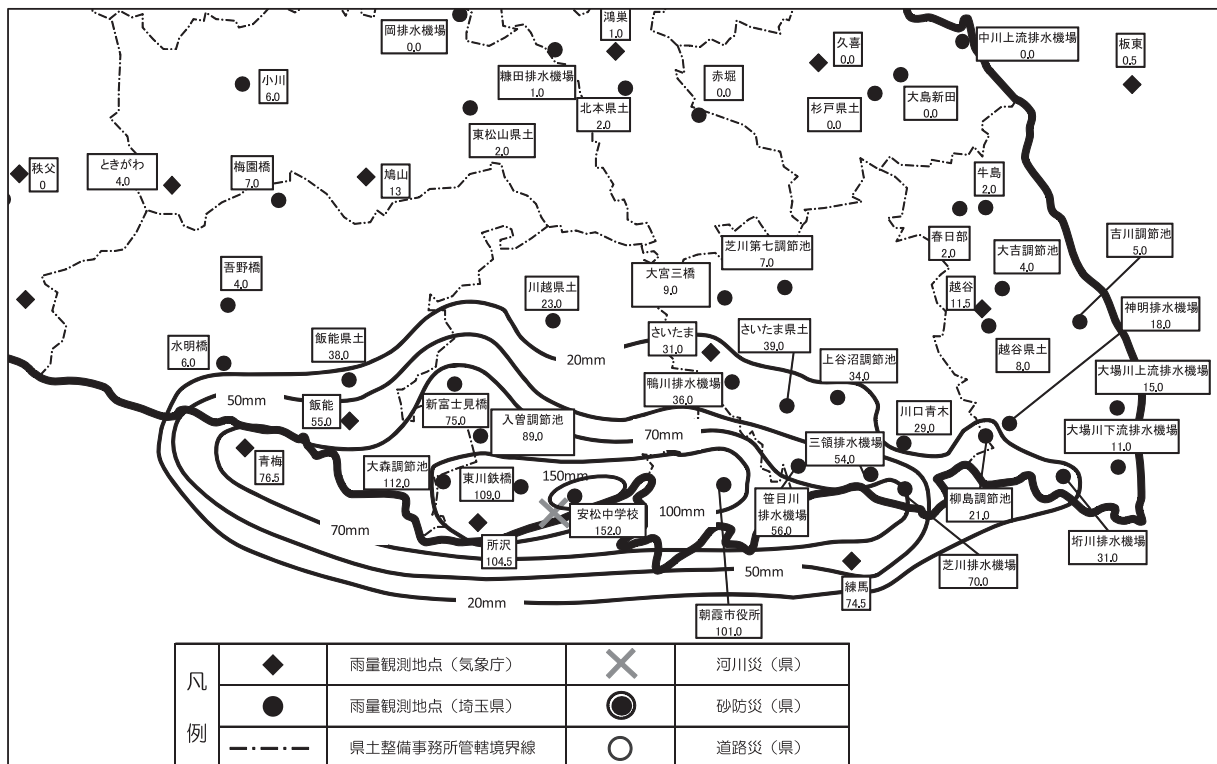


図-3 7月5日の等雨量曲線図（日降雨量）

《各県コーナー》



写真-3 被災状況

5. 復旧工事の概要

(1) 応急仮工事

被災箇所は水衝部であり、護岸の浸食や河床の洗掘が著しく、このまま放置しておくこと次の出水でさらに護岸が崩壊する恐れがありました。

護岸上部には、新築家屋を含めた住宅が近接しており、早急に応急対策を講じる必要がありました。

応急工事としては、まず瀬替えを行い、護岸崩壊部に大型土のうと袋詰玉石を設置しました。(写真-4、図-4)

〈応急工事の概要〉

- ・河川土工（瀬替え等） 一式
- ・大型土のう工 208袋
- ・袋詰め玉石工 86袋
- ・構造物撤去工 一式

(2) 本復旧工事

〈復旧工法の検討〉

復旧工法の選定にあたり、以下に述べる点について検討しました。

- ・護岸工法の選定

既設護岸は、コンクリートブロック積及び玉

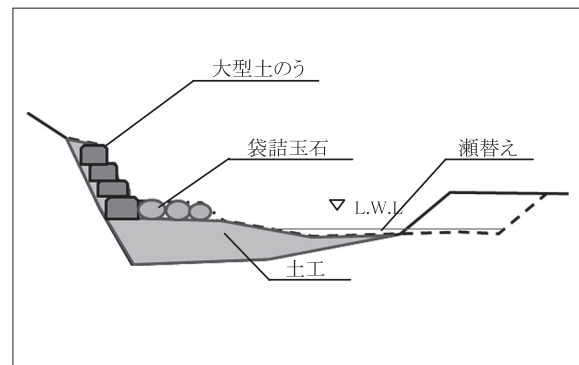


図-4 応急工事 断面図

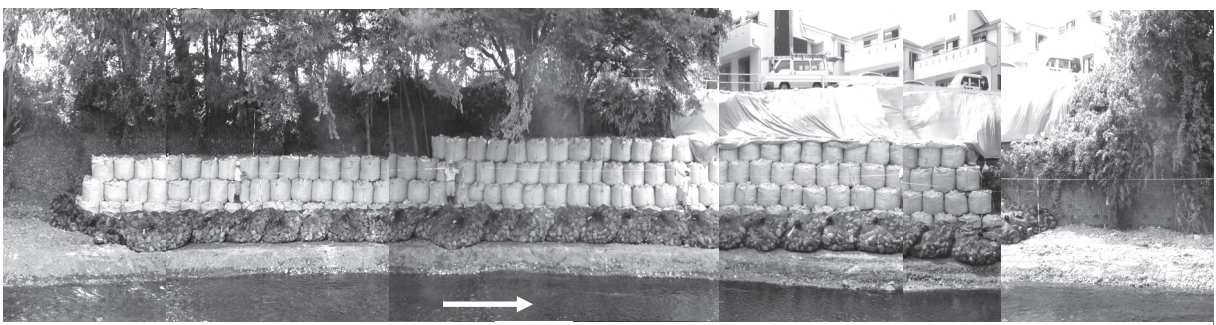


写真-4 応急復旧状況

《各県コーナー》

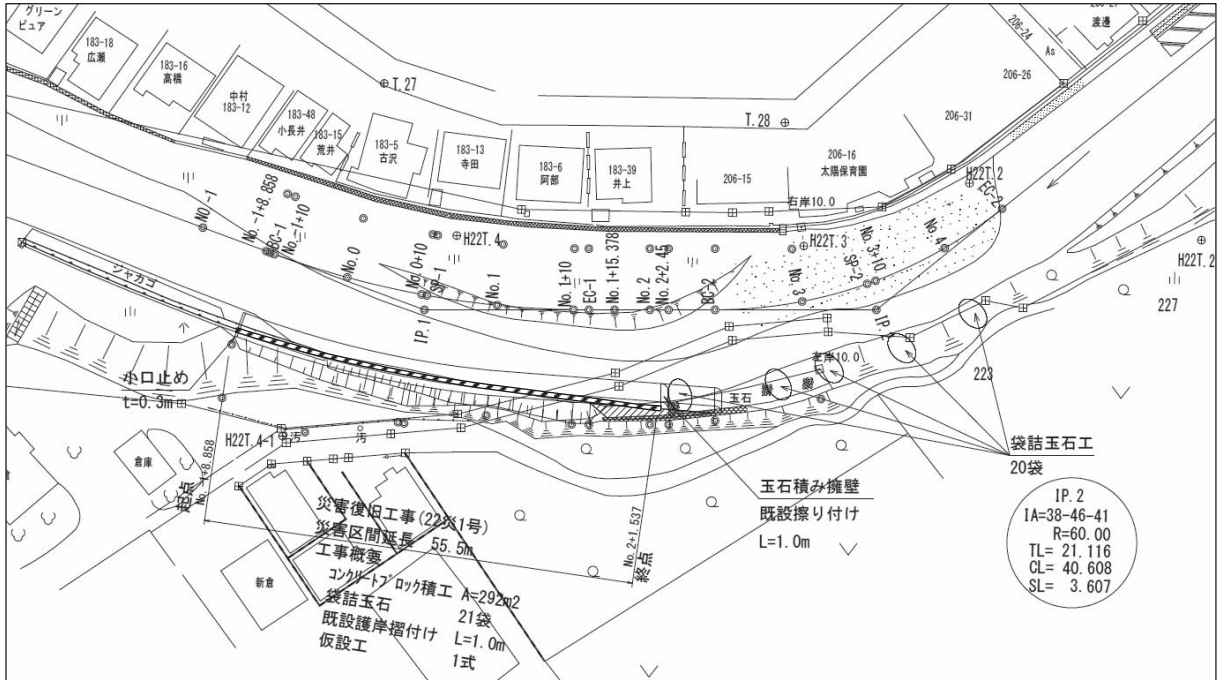


図-5 本復旧工事 平面図

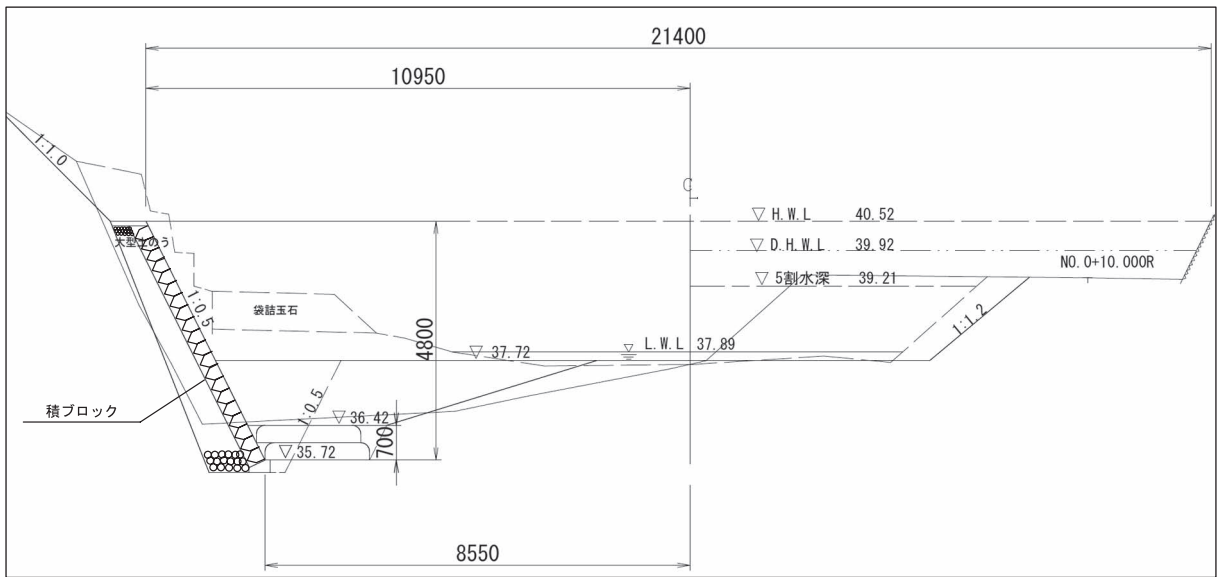


図-6 本復旧工事 断面図

《各県コーナー》

石積護岸であったが、設計流速及び背後地の利用状況等から、コンクリートブロック積を採用しました。

・生態系、景観への配慮

被災箇所は住宅地を流れており、川沿いの河畔林は、野鳥等の生態系を保全するほか、地域の憩いの場になる等、緑豊かな景観を形成しています。従って、復旧にあたっては、この河畔林を極力保全するよう配慮しました。

・コスト縮減

応急工事で使用した袋詰玉石については、本復旧工事で洗掘防止の根固めとして転用しました。なお、詰石材については現地で採取した玉石を利用しコスト縮減を図りました。

〈本復旧工事の概要〉

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・復旧延長 | L=55.5m |
| ・コンクリートブロック積工 | A=292m ² |
| ・袋詰玉石工 | 41袋 |
| ・仮設工 | 一式 |

6. おわりに

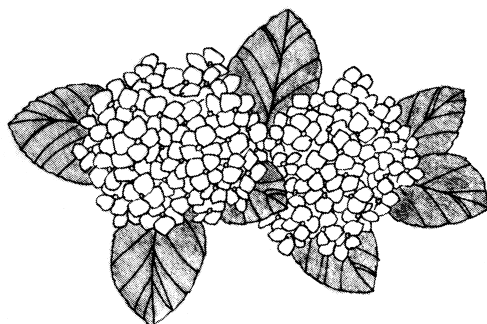
今回の被災については、まず応急工事をどの程度まで実施するかについて検討を要しました。瀬

替えをした後に、大型土のうと袋詰玉石により十分な処置を施しました。結果的には、本復旧までの間に台風の接近による豪雨等にも耐え得ることができ、査定においても応急仮工事として認められました。

また、復旧工事に際しては、地元から河畔林を残してほしいという声も聞かれ、コンクリートブロック護岸の施工位置、範囲を工夫することにより河畔林を残しつつ復旧工事を進めることができました。



写真-5 完成状況



査定官メッセージ

「有言実行？」

国土交通省河川局防災課
災害査定官

西本 靖

1. ちょうど一年前

平成22年5月「防災」に掲載される新任査定官プロフィールの趣味を何にしようかと考えていました。特にこれといった趣味はありませんでしたが、何も書かないわけにもいかず、紹介する限りにおいては、ある程度実行が可能である必要もあることから、悩んだ末にこれから2年間の自分の課題ということで、ウォーキングと読書ということにしました。

ウォーキングについては、災害査定の現場において、申請者の皆さんの足手まといにならないため、健康診断でメタボと言われ続けた体をなんとかしなければという思いから、また、読書については、最近益々、漢字が書けなくなったり、読めなくなってきたので、なんとかしなければという思いからこの二つに決めました。

2. この一年

ウォーキングと言っても、毎日歩く自信がなかったもので、休日を利用して歩くことに決め、思いつくところから歩き始めました。河川局に勤務しているのだから、河川からだろうということで、まず神田川を井の頭公園から隅田川との合流点まで約25kmと荒川の下流部を東京湾まで約30kmをそれぞれ2日間かけて歩きました。

神田川は、都会の建物と建物の間を縫うように流れるイメージでしたが、上流部は兩岸に桜等が植樹された遊歩道(管理用通路かもしれませんが)が整備され、周囲には高層の建物も少なく、イメージとは全然違っていました。また、ちょうど葉桜の季節だったこともあり多くの方が散策していました。荒川は、荒川知水資料館でいただいたマ

ップを頼りに右岸側を歩きました。梅雨前の蒸し暑い日だったので、歩いている人はあまりいませんでしたが、高水敷では大勢の人が野球やサッカーをしていましたし、驚くほど多くの人がサイクリングを楽しんでいました。

その他、地図やガイド本を片手に街歩きをしましたが、東京でも行こうと思えば、JRや地下鉄を使わなくても歩いて行ける範囲が意外に広いなと感じました。

読書については、父親は読書家でしたが、私自身は、これまであまり本を読んでこなかったもので、取り敢えず、映画化やテレビでドラマ化されたものから読み始めることにし、日本航空がモデルとされる山崎豊子著「沈まぬ太陽」(2009.10公開)、NHK大河ドラマとなった司馬遼太郎著「竜馬がゆく」(2010.1放送開始)、仙台を舞台にした伊坂幸太郎著「ゴールデンスランバー」(2010.1公開)、国土交通本省のすぐ近くが事件の舞台となった吉村昭著「桜田門外ノ変」(2010.10公開)などを読みました。

仕事に関係したものでは、映画化(2009.6公開)もされましたが、明治時代末期の陸軍参謀本部陸地測量部による剣岳への三角点設置を扱った新田次郎著「剣岳〈点の記〉」(2006.1新装版)や同じく新田次郎著の富士山の宝永大噴火を題材に、復旧と復興に当たった関東郡代伊奈半左衛門を主人公にした「怒る富士」(2007.9新装版)などを読みました。

次は、2010年本屋大賞を受賞し、日本独自の太陰歴(貞享暦)を作った洪川春海の生涯を描いた沖方丁著「天地明察」(2010.11)を読もうと思っています。これも2012年に映画化の予定だそうです。

3. 5時間29分50秒

この数字を見てすぐに分かる人は東京箱根間往復大学駅伝競走（いわゆる箱根駅伝）の熱烈なファンかもしれません。今年の第87回大会（2011）で東洋大学が記録した往路（108.0km）の新記録です。

箱根駅伝は正月におせちを食べながらこたつで見るもの（調べてみると第63回大会（1987）から全国ネットの本格的なテレビ中継が開始されたそうですから、もう20年以上です。）というように思っていました。荒川の次のウォーキングコースを考えるにあたり、1日で100km以上歩くのは無理でも、5区に分かれているので平均すれば約20km、今まで歩いた神田川や荒川とそんなに変わらないだろうという安易な気持ちとテレビ中継で見る風景を実際、自分で見てみたいという思いから次の目標に決めました。

目標が決まると、どれくらいの時間で歩けるだろうかという興味も湧いてきてストップウォッチを用意し、スタート地点や鶴見、戸塚、平塚、小田原の各中継点の下見も事前に行いました。スタート地点や各中継所は水色の線が歩道等に引かれているだけで、特に案内看板等があるわけではありませんでした。

1区（21.4km）は、東京～鶴見（横浜市）の区間で、大手町読売新聞東京本社前をスタートするとすぐに左折し、右手に皇居、左手に東京駅や日比谷公園、東京タワー、増上寺などを見ながら南に進み、JR田町駅付近で右折し国道15号（第一京浜）に入り、多摩川、鶴見川を越えて鶴見中継所までのコースです。途中、蒲田では京浜急行の



1区 3.5km付近から見た東京タワー

高架工事が実施されており、工事が完了するとコース中残る踏切は箱根登山鉄道の一つだけとなります。また、蒲田から川崎市あたりは歩道も広く歩きやすくなっていました。信号が多く所要時間は4時間9分46秒と最も時間がかかりました。

2区（23.2km）は、鶴見～戸塚（横浜市）の区間で、国道15号を進み、JR横浜駅付近からは国道1号を南西に進み、戸塚中継所まで、横浜市内のみを走るコースです。権太坂が難所として有名ですが、歩いてみると中継所手前の坂の方が急勾配のように思えました。近くの旧道には大坂という地名があり、昔からこの辺りも難所であったのではないかと想像されました。また、一部歩行者の通行が禁止されている区間があり、本番のコースとは異なりましたが、この区間の所要時間は4時間5分10秒でした。

3区（21.5km）は、戸塚～平塚（平塚市）の区間で、国道1号、県道30号を南西に進み、湘南海岸に出て、国道134号を西に進み、平塚中継所までのコースです。横浜市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市と4市を走り抜けるコースで、途中のJR東海道線を跨ぐ藤沢跨線橋から始めて富士山を望むことが出来ました。また、後半の国道134号は湘南海岸沿いの道路ですが、松林に遮られてほとんど海は見えませんでした。松林を横切れば、湘南の海や江ノ島、烏帽子岩が望まれました。所要時間は3時間27分13秒でした。

4区（18.5km）は、平塚～小田原（小田原市）の区間で、国道134号から国道1号に入り、ほぼ西に進み、東海道の松並木が残る大磯町、二宮町を通り、酒匂川を越えて小田原中継所までのコー



往路スタート地点を示すしるし(青色ピンと青線です)



藤沢跨線橋からの富士山

スです。西湘バイパスが平行して走っているので交通量があまり多くなく、適当なアップダウンもあり、歩くには一番歩きやすいコースでした。所要時間も 2 時間 57 分 32 秒と距離が短いこともあり、唯一 3 時間を切りました。

5 区 (23.4km) は、小田原～箱根 (箱根町) の区間で、国道 1 号を最高点の 874m まで上り、その後下って芦ノ湖の往路ゴールを目指すコースです。小田原から箱根湯本を過ぎるあたりまでは早川の川面も間近に見え、せせらぎも聞こえ、また旭橋、函嶺洞門や千歳橋などの土木遺産もあり快適なコースでしたが、そこから先はまさしく「山上り」でした。特に塔ノ沢温泉を過ぎたあたりと宮ノ下温泉を過ぎたあたりは体が後ろに引っ張られているように感じましたが、一步一步登って行



国道 1 号の最高地点を示す標識

往路ゴールを示す石柱
(裏面は復路スタートと示されています)

くとだんだん山の頂が近づいてくるのが実感され、なんとか芦ノ湖に到着することが出来ました。距離も最も長く、800m 以上を登るコースでしたが、所要時間は 3 時間 51 分 20 秒と予想よりは早く 4 時間を切りました。1 区からの合計時間は 18 時間 31 分 1 秒という結果でした。

4. これから一年

これまで、この一年のことを思いつくままに書いてきましたが、この一年を振り返って見ると、なんとか申請者の皆さんの足手まといにならず災害査定を行うことが出来たのではないかと思います。また、肥満度は多少ですが改善され、読書への抵抗感も薄らいできたように思いますが、漢字の読み書きには相変わらず苦戦しています。

これから一年も、新たな目標を決めてウォーキングと読書を続けていきたいと思っています。また、災害査定においては、申請者の皆さんのご意見を聞かせていただくとともに、しっかり見させていただき、早期復旧が図られるようになりたいと思っていますので、ご協力よろしくをお願いします。

新任査定官プロフィール



氏名 井上 清敬
 出生地 兵庫県
 家族 5人
 趣味 剣道

主な経歴
 平13. 国土交通省採用（土木研究所配属）
 平19. 四国地方整備局徳島河川国道事務所河川調査課長
 平20. 四国地方整備局企画部企画課長補佐
 平21. 四国地方整備局企画部企画課長
 平23. 河川局防災課災害査定官

東日本大震災の未曾有の被害を見るにつけ、改めて安全・安心の地域づくりの重要性を痛感しております。微力ではありますが、災害査定を通して、よりよい地域づくりに貢献できればと考えています。よろしくお願ひ致します。



氏名 川端 道雄
 出生地 埼玉県
 家族 4人
 趣味 散歩

主な経歴
 昭53. 建設省採用
 平15. 関東地方整備局道路部道路工事課長補佐
 平17. 関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務所副所長
 平20. 関東地方整備局横浜国道事務所副所長
 平23. 河川局防災課災害査定官

入省以来、道路改築と道路管理に携わっておりました。道路改築管理の視点に災害復旧の視点を加えて、安全で速やかな復旧が出来るよう努力していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。



氏名 鈴木 和弘
 出生地 新潟県
 家族 4人
 趣味 ジョギング

主な経歴
 昭55. 建設省採用
 平17. 北陸地方整備局河川部建設専門官
 平19. 北陸地方整備局企画部建設専門官
 平20. 北陸地方整備局黒部河川事務所副所長
 平23. 河川局防災課災害査定官

災害査定を通して地域の早期復旧・復興のお役に立てるようがんばりますのでよろしくお願ひします。



氏名 九十九 聡
 出生地 徳島県
 家族 4人
 趣味 読書

主な経歴
 昭58. 徳島県採用
 平17. 徳島県県土整備部建設管理課主査兼係長
 平20. 徳島県県土整備部都市計画課課長補佐
 平23. 河川局防災課災害査定官

人々の命と暮らしを守る公共土木施設、その早期復旧に少しでもお役に立てればと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

協会だより

平成23年度 通常総会開催要領 (案)

1. 日 時

平成23年 6 月 1 日 (水)

14:00~15:30 (受付開始13時)

(今回は、功労者表彰、防災特別講演及び現地視察は行いません。)

2. 会 場

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4

砂防会館別館 1 階 (シェーンバッハ・サポー)
「木曾の間」

TEL. 03-3261-8386

3. 参加人員

正会員・賛助会員とも 2 名程度ご出席下さい。

4. 申込方法及び締切

各都道府県毎に、様式に必要事項を記入して、5 月 20 日 (金) までにお申し込み下さい。

平成23年度 通常総会 議事次第 (案)

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議長推挙

4. 議事録署名人指名

5. 議案審議

議案第 1 号 平成22年度事業報告の承認について

議案第 2 号 平成22年度収支報告の承認について
(監事より監査結果報告)

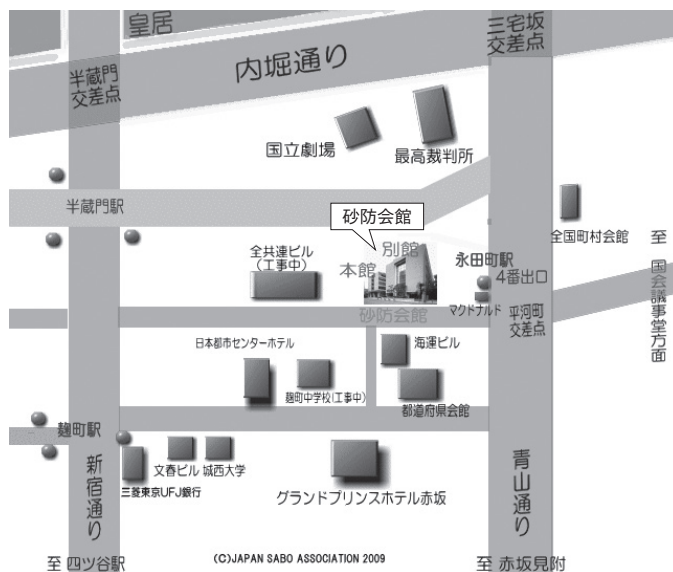
議案第 3 号 平成23年度事業計画の承認について

議案第 4 号 平成23年度収支予算の承認について

議案第 5 号 当協会の今後の方向性について
(公益社団法人又は一般社団法人)

そ の 他

6. 閉会



会場案内図

■地下鉄 地下鉄 永田町駅
(有楽町線・半蔵門線・南北線)
4 番出口 徒歩 1 分

協会だより

「水防専門家派遣制度」の活用について

～水防活動の支援の充実～

5月は水防月間です（北海道は6月）

従前より水災防止を図るため、治水事業と水防活動が「車の両輪」として重要な役割を担ってきました。しかし、水防活動の核となる水防団等においては、団員数の減少や社会全体と同様に進む高齢化、サラリーマン団員の増加による平日の参集人員の不足等により十分な活動ができない状況が生じるなど、地域自らが行うことを原則としてきた水防活動の基盤や環境の整備に関わる課題が指摘されており、特に水防技術に関しては、指導者の不足、実践経験の不足等により、水防知識・技能の伝承・習得が困難な状況となっています。

一方、近年の梅雨前線や台風による豪雨災害にも見られるように、これまでの記録を超える降雨量等が各地で観測されており、自然の外力は施設能力を超える可能性が常にあることを踏まえた備えが必要となっています。即ち、災害が発生した場合でも被害を最小化する「減災」を図ることが今後の災害対策の基本的命題となっています。

これを実現するためには、地域防災力の再構築が重要であり、特に水害においては水防活動の重要性がますます高まっており、更なる水災防止力の強化を図るためには、水防活動の技術向上等を図っていくことが必要不可欠と考えられます。

このような状況を踏まえ、社団法人全国防災協会では、水防団等の知識・技能の向上を支援するため、水防専門家を人材登録し、水防管理団体等の要請に応じて水防訓練・講習会に派遣し、出前講座等を行う『水防専門家派遣制度』を平成19年2月に創設し、水防活動の支援をさせていただいております。

■水防専門家とは

水防団、消防団、国土交通省のOBを中心として、水防関係業務に携わった経験を有し、水防知識・技能の伝承・指導を行うことが可能な方です。

■水防専門家の活動内容

水防専門家は出前講座で以下の指導を行います。

- ① 水防訓練における水防工法の指導
- ② 水防に関する講習 等

■任期

水防専門家の任期は3年です。事務局は3年ごとに登録の更新を行います。

■派遣費用

水防専門家派遣に要する費用（交通費、宿泊費、日当）は、原則として要請した市町村等において負担して頂きます。

■活用状況について

平成22年度の活用状況は表-2の通りでした。水防管理団体等の皆様には、是非とも本制度のご活用をご検討下さい。本制度の概要等については、(社)全国防災協会にお問い合わせいただくか、本協会のホームページにも掲載されておりますのでご参照下さい。

<http://www.zenkokubousai.or.jp/>

■水防専門家登録者数

平成23年4月1日現在、水防専門家登録者数は115名です。

水防専門家登録者名簿については、本協会のホームページにも掲載しております。

表－1 これまでの水防専門家派遣実績一覧表

(平成22年3月31日現在)

年 度	派遣先機関数	派遣回数	延べ員数 (人・日)	備 考
19年度	14	14	28	中国地方整備局 河川管理課 ほか
20年度	27	28	60	中国地方整備局 河川管理課 ほか
21年度	27	32	65	四国地方整備局 高知河川国道事務所 ほか
22年度	22	25	50	四国地方整備局 徳島河川国道事務所 ほか
計	90	99	203	

※制度の発足は19年2月

表－2 平成22年度 水防専門家派遣実績一覧表

(平成23年3月31日現在)

No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派遣要請日	派遣者数	水防専門家名	備 考
1	四国地方整備局徳島河川国道事務所	ロープワークの指導	徳島県徳島市 (徳島大学工学部)	22. 4 .21	1名	山本邦一	派遣済み
2	鳥取県県土整備部河川課	水防技術講習会	鳥取県鳥取市 (千代川スポーツ広場)	22. 4 .25	2名	江角俊明、竹下一郎	派遣済み
3	日野川河川事務所	ロープワークの指導	鳥取県米子市 (公会堂前駐車場)	22. 5 .16	2名	永田瑞穂、福田洲夫	派遣済み
4	信濃川下流水防連絡会	水防演習	新潟県新潟市 (信濃川左岸河川敷)	22. 5 .16	2名	土田和男、植木英仁	派遣済み
5	関東地方整備局甲府河川国道事務所	水防講習会	山梨県甲府市 (笛吹川河川敷)	22. 5 .22	4名	河野俊彦、芦沢義仁 天野久一、中村信明	派遣済み
6	滋賀県土木交通部河港課	水防研修会	滋賀県守山市今浜町	22. 5 .25	2名	裕永正光、福井 保	派遣済み
7	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会	水防工法技術研究会	石川県能美郡川北町 (手取川右岸)	22. 5 .27	3名	本田 武、井上 明 野沢 寛	派遣済み
8	兵庫県県土整備部河川整備課	水防技術講習会	兵庫県三木市 (県立広域防災センター)	22. 5 .28	2名	裕永正光、福井 保	派遣済み
9	東北地方整備局河川部	水防技術競技大会	秋田県能代市 (米代川左岸河川敷)	22. 5 .29	3名	井上博泰、浦部康悦 佐藤 努	派遣済み
10	信濃川下流水防連絡会	水防演習	新潟県新潟市 (信濃川左岸河川敷)	22. 5 .30	2名	土田和男、植木英仁	派遣済み
11	秋田県秋田市	水防訓練	秋田市金足片田 (旧小学校グラウンド)	22. 5 .30	2名	浦部康悦、黒沢宇一	派遣済み
12	秋田県横手市	水防訓練	秋田県横手市大雄 (雄物川右岸河川敷)	22. 6 .5	2名	浦部康悦、黒沢宇一	派遣済み
13	中国地方整備局出雲河川事務所	水防演習	島根県出雲市 (斐伊川河川敷)	22. 6 .5	2名	江角俊明、竹下一郎	派遣済み
14	北海道開発局旭川開発建設部	水防公開演習	北海道旭川市 (河川防災ステーション)	22. 6 .18 ～19	1名	出蔵 諭	派遣済み
15	兵庫県篠山市	水防工法訓練	兵庫県篠山市	22. 6 .25	2名	裕永正光、福井 保	派遣済み

No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派遣要請日	派遣者数	水防専門家名	備考
16	神流川水害予防組合	水防技術研修	埼玉県児玉郡神川町 (神川町 B&G 海洋センター)	22.6.27	1名	茂木 弘	派遣済み
17	四国地方整備局徳島河川国道事務所	防災講習会	徳島県吉野川市	22.6.28	1名	山本邦一	派遣済み
18	山形県中山町	水防工法講習会	山形県東村山郡中山町	22.7.4	2名	鈴木好彦、佐藤 努	派遣済み
19	岩手県北広域振興局土木部	水防訓練	岩手県久慈市 (久慈川河川敷)	22.7.9	1名	井上博泰	派遣済み
20	四国地方整備局徳島河川国道事務所	水防講習会	徳島県藍住町	22.7.30	2名	山本邦一、武市 寛	派遣済み
21	富山県南砺市	総合防災訓練	富山県南砺市 (小矢部川河川敷)	22.8.21	2名	高島潤一、長田光徳	派遣済み
22	北海道消防協会上川地方支部名寄分会	消防団員現地教育訓練 (水防工法)	北海道名寄市	22.8.29	1名	出蔵 諭	派遣済み
23	徳島県つるぎ町ボランティアセンター	ボランティアフェスティバル (ロープワークの指導)	徳島県つるぎ町	22.9.5	3名	山本邦一、武市 寛 高崎信三	派遣済み
24	滋賀県多賀町	防災訓練 (水防講習会)	滋賀県犬上郡多賀町	22.9.26	2名	裕永正光、福井 保	派遣済み
25	東北地方整備局河川部	水防技術講習会	山形県南陽市・川西町 (最上川右岸河川敷)	22.10.30	2名	鈴木好彦、佐藤 努	派遣済み

派遣回数：25回

延べ派遣者日数：50名

派遣機関：22機関

表-3 水防専門家登録者名簿

登録者115名(平成23年4月1日現在)

ブロック	No.	氏名	ふりがな	得意分野	活動希望地域
北海道	1	星 喜友	ほし よしとも	実地指導・水防工法・急流河川・低地河川	北海道内
	2	出蔵 諭	でくら さとし	実地指導・水防工法・急流河川・低地河川	北海道内
	3	佐藤 明正	さとう あきまさ	実地指導・水防工法・急流河川・低地河川	北海道内
	4	葛西 正喜	かさい まさき	実地指導・水防工法・急流河川・低地河川	北海道内
東北	1	井上 博泰	いのうえ ひろやす	実地指導・水防工法・水防体制	岩手県内
	2	幸谷 孝文	こうたに たかふみ	実地指導・水防工法・低地河川	岩手県(内陸部県央～県南)
	3	曾根 昭夫	そね あきお	実地指導・講演・水防工法・水防体制	主に宮城県内(東北地方整備局管内は可能)
	4	佐々木 護	ささき まもる	実地指導・水防工法・急流河川	秋田県内
	5	浦部 康悦	うらべ こうえつ	実地指導・水防工法	秋田県内
	6	加賀谷富二	かがや とみじ	実地指導・水防工法	秋田県(中央・県南地区)

ブロック	No.	氏名	ふりがな	得意分野	活動希望地域
東 北	7	山崎 道男	やまざき みちお	実地指導・水防工法	秋田県（県南地区）
	8	黒沢 宇一	くろさわ ういち	実地指導・水防工法	秋田県（県南地区）
	9	高橋 富雄	たかはし とみお	水防工法	秋田県（湯沢・雄勝地域）
	10	早坂 正雄	はやさか まさお	実地指導・水防工法	東北管内（主に山形県内）
	11	鈴木 好彦	すずき よしひこ	実地指導・水防工法・急流河川	山形県内
	12	佐藤 努	さとう つとむ	水防工法・水防体制・低地河川	山形県内
関 東	1	上岡 勝治	かみおか かつじ	実地指導・水防工法	栃木県南西部
	2	茂木 弘	もてぎ ひろし	実地指導・講演・水防工法・低地河川	埼玉県内及び近県
	3	関根 利勝	せきね としかつ	水防工法・急流河川	埼玉県北西部
	4	野中 清司	のなか せいじ	実地指導・水防工法・その他（縄の結び方）	行田・杉戸県土、北本県土整備事務所管内、群馬県（館林板倉町）、栃木県（藤岡町、野木町、古河市）
	5	渡邊 貞夫	わたなべ さだお	実地指導・水防工法	茨城県（那珂川・久慈川沿川）
	6	白石 明	しらいし あきら	水防工法	千葉県内
	7	鈴木 薫	すずき かおる	水防工法	千葉県・茨城県・東京都
	8	杉田 昭一	すぎた しょういち	水防工法	千葉県・茨城県・東京都
	9	中村 信明	なかむら のぶあき	実地指導・水防工法	山梨県内及び近県
	10	芦沢 義仁	あしざわ よしひと	実地指導・水防工法	山梨県内及び近県
	11	天野 久一	あまの ひさかず	実地指導・水防工法	山梨県内及び近県
	12	河野 俊彦	こうの としひこ	実地指導・水防工法	山梨県内及び近県
	13	有泉 和人	ありいずみ かずひと	実地指導・水防工法	山梨県内及び近県
	14	佐々木秀樹	ささき ひでき	実地指導・水防工法	山梨県内及び近県
北 陸	1	土田 和男	つちだ かずお	実地指導・水防工法・その他（川倉工の模型20ヶ作成・北陸地方整備局河川部、河川系事務所に配布）	新潟地域
	2	植木 英仁	うえき ひでひと	実地指導・水防工法・水防体制	新潟県内（中越地方）
	3	水澤 清春	みずさわ きよはる	講演・水防工法・水防体制	新潟県（上・中越地域）
	4	本田 武	ほんだ たけし	水防工法・急流河川	石川県内
	5	井上 明	いのうえ あきら	水防工法・急流河川	石川県内
	6	中田 進	なかだ すすむ	実地指導・水防工法	石川県内
	7	野沢 寛	のざわ ひろし	水防工法・急流河川	石川県内
	8	藤田 明	ふじた あきら	実地指導・講演・水防体制・急流河川・低地河川	新潟県・富山県
	9	高島 潤一	たかしま じゅんいち	実地指導・水防工法・水防体制	富山県内
	10	大日方正幸	おびなた まさゆき	水防工法・急流河川	長野県（中信地区）
	11	鈴木 隆三	すずき りゅうぞう	実地指導・水防工法	福島県内
	12	佐竹 勝	さたけ まさる	実地指導・水防工法	福島県内
	13	佐藤 久恵	さとう きゅうい	実地指導・水防工法	福島県内
	14	渡辺 英吉	わたなべ えいきち	実地指導・水防工法	福島県内
	15	河村 忠次	かわむら ちゅうじ	実地指導・水防工法、急流河川	富山県内

ブロック	No.	氏名	ふりがな	得意分野	活動希望地域
北 陸	16	長田 光徳	ながた みつのり	急流河川	富山県西部地区（呉西地区）
	17	高橋 利雄	たかはし としお	実地指導・水防工法、急流河川	福島県阿賀川流域（会津地域）
	18	新田 昇	にった のぼる	実地指導・水防工法、急流河川	福島県会津地方
近 畿	1	桜井 庄二	さくらい しょうじ	実地指導・その他（土のう作り）	福井県嶺北地区
	2	裕永 正光	まつなが まさみつ	実地指導・講演・水防工法	大阪府内
	3	竹田 道雄	たけだ みちお	実地指導・水防工法	大阪府内
	4	福井 保	ふくい たもつ	実地指導・水防工法・低地河川	兵庫県内
	5	飯田 憲三	いいだ けんぞう	水防体制	奈良県内
	6	中岡 一晃	なかおか かずあき	水防体制	奈良県内
	7	岩崎 好生	いわさき よしお	実地指導・水防工法・水防体制	和歌山県内
中 国	1	筏津 純一	いかだつ じゅんいち	水防工法	鳥取県（中部地区）
	2	原 洋信	はら よしのぶ	水防工法	鳥取県西部地方
	3	永田 瑞穂	ながた みずほ	水防工法・急流河川・低地河川	鳥取県内
	4	米田 明德	よねだ あきのり	水防体制	鳥取県内
	5	竺原 章之	じくはら ふみゆき	水防体制・低地河川	鳥取県内
	6	福田 洲夫	ふくだ くにお	水防体制	鳥取県内
	7	竹下 一郎	たけした いちろう	実地指導・水防工法	島根県内
	8	江角 俊明	えずみ としあき	水防工法・水防体制・低地河川	島根県内
	9	大輝 勝	おおてる まさる	水防工法・水防体制	島根県内
	10	加納 節夫	かのう せつお	水防体制	出雲市周辺
	11	稲田 一三	いなだ かずみ	水防体制	島根県内
	12	西村 明	にしむら あきら	水防工法	島根県内
	13	松崎 恭久	まつざき やすひさ	水防工法	島根県内
	14	陶山 幸夫	すやま ゆきお	水防体制	島根県内
	15	土江 秀治	つちえ ひではる	水防体制	島根県内
	16	大月 浩	おおつき ひろし	実地指導・水防工法	岡山県内
	17	大戸 清	おおと きよし	実地指導・水防工法	岡山県（南部地域）
	18	木下 善雄	きのした よしお	実地指導・低地河川	岡山県倉敷市、岡山市地域
	19	伊藤 孝二	いとう こうじ	講演・水防体制	広島県内
	20	赤木 茂臣	あかぎ しげおみ	実地指導・水防工法	広島県備後地域
	21	荒川 輝昭	あらかわ てるあき	実地指導・水防体制	広島県内
	22	井上 宏司	いのうえ ひろし	実地指導・水防工法・水防体制・低地河川	広島県内
	23	岡崎 宅二	おかざき たくじ	水防体制	広島県内
	24	片岡 孝次	かたおか こうじ	水防体制	広島県東部
四 国	1	岡田 周三	おかだ しゅうぞう	実地指導・水防工法・急流河川・低地河川	愛媛県内
	2	曾我 正富	そが まさとみ	実地指導	愛媛県東予地方
	3	高橋 徹馬	たかはし てつま	実地指導。水防工法	愛媛県内
	4	武智 進	たけち すすむ	実地指導・水防工法・水防体制	愛媛県内
	5	原田 重信	はらだ しげのぶ	実地指導・水防工法・水防体制・低地河川	愛媛県内

ブロック	No.	氏名	ふりがな	得意分野	活動希望地域	
四 国	6	三橋 守	みつはし まもる	実地指導・水防工法	吉野川沿川	
	7	阿部 正利	あべ まさとし	実地指導・水防工法・急流河川・低地河川	徳島県南地方	
	8	高崎 信三	たかさき しんぞう	実地指導・水防工法	徳島県内	
	9	田村 猛	たむら たけし	水防工法・低地河川	徳島県阿南地方	
	10	武市 寛	たけいち ゆたか	実地指導・水防工法・低地河川	徳島県及び香川県内	
	11	山本 邦一	やまもと くにいち	実地指導・講演・水防工法・急流河川	四国地方整備局管内、徳島県内	
	12	毛利 元強	もうり もとよし	実地指導・水防工法・低地河川	高知県幡多地方	
	13	田村 嘉範	たむら よしのり	その他（水防活動とダム管理に関する事項）	高知県中部地域	
	14	古屋 賢二	ふるや けんじ	実地指導・水防工法	高知県内	
	15	岡崎健一郎	おかざき けんいちろう	実地指導・水防工法	高知県内	
	16	小松 隆	こまつ たかし	水防工法	高知県（中部地域）	
	17	立石 耕一	たていし こういち	実地指導・水防工法・急流河川・低地河川	高知県（香美・香南・高知・土佐各市、いの町、春野町等）、中部地方	
	18	森岡 正男	もりおか まさお	実地指導・水防工法	高知県内	
	19	前中 良啓	まえなか よしひろ	実地指導・水防工法・ダム管理・低地河川	仁淀川・物部川流域	
	20	文野 博隆	ぶんの ひろたか	その他（水防訓練・工法指導）	高知県（仁淀川・物部川）	
	21	濃野 千秋	のうの ちあき	実地指導・水防工法・急流河川	愛媛県中予地方	
	22	梶田 久雄	ますだ ひさお	水防工法	徳島県阿南市内地方	
	23	山崎 宏教	やまさき ひろみち	実地指導・水防工法	高知県内	
	九 州	1	大串 好春	おおぐし よしはる	水防体制・低地河川	福岡県内、佐賀県内
		2	山下 洋征	やました ひろゆき	実地指導・水防工法・急流河川・低地河川	福岡県内
		3	松延 正外	まつのぶ まさと	低地河川・その他（現役の時に水防体制に従事。経験有り）	福岡県県南地域
		4	城戸 達則	きど たつのり	実地指導・水防工法	福岡県内
		5	矢野日出東	やの ひでと	水防工法・水防体制・低地河川	福岡県内
6		小塚 柁	こづか まさき	実地指導・水防工法・低地河川	佐賀県内	
7		井原 邦明	いはら くにあき	実地指導・講演・水防工法・急流河川・低地河川・その他（雲仙土砂対策経験・昭和34年諫早大水害経験）	九州管内、ただし、長崎県及び福岡市内	
8		田上 幸男	たのうえ ゆきお	実地指導・講演・水防工法	菊池川流域内	
9		鶴野 秀登	つるの ひでと	実地指導・水防工法・水防体制	熊本県内	
10		首藤 敏和	しゅと としかず	実地指導・水防体制	大分県内中心	
11		赤木 宣威	あかき のぶたけ	水防工法	宮崎県内～鹿児島県まで	
12		佐藤 徳雄	さとう のりお	実地指導・水防工法・低地河川	宮崎県内	
13		柳元 裕市	やなぎもと ゆういち	水防工法・水防体制・低地河川	鹿児島県内	

図書ご案内

平成22年5月改訂版

公共土木施設 『災害復旧技術講習テキスト』

A4判 約440頁 頒価5,000円(消費税込み) 送料協会負担

近年公共土木施設の災害復旧業務については、建設コンサルタント等への委託に負うところが大きくなってきております。

本書は、適切な災害復旧業務を円滑に推進するため、建設コンサルタント等災害復旧業務を担当する技術者向けに災害採択の基本原則、工種別の復旧工法等、災害復旧業務に関する技術論を集大成したもので、技術者必読のテキストです。

改訂版では内容の一層の充実を図るとともに、災害状況と採択事例について大幅な更新を行っております。

内容案内

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 平成21年発生災害の概要 | 2. 河川・海岸 |
| 2. 災害採択の基本原則について | 3. 砂防・地すべり・急傾斜地 |
| 3. 環境に配慮した災害復旧について | 7. 被災状況と採択事例 |
| 4. 改良復旧事業について | 1. 道路・橋梁…6事例 |
| 5. 災害復旧事業の技術上の実務について | 2. 河川・海岸…13事例 |
| 6. 災害復旧工法 | 3. 砂防・地すべり・急傾斜地…4事例 |
| 1. 道路・橋梁 | |

お知らせ

平成23年度災害復旧実務講習会 再延期のお知らせ

6月14、15日に延期し開催する予定でありました「平成23年度災害復旧実務講習会」については、諸般の事情により9月以降に再延期させていただきます。

新刊ご案内

平成23年版

あなたはお持ちですか!!

災害査定上手放せない本書をぜひお手元に一冊!!

『災害査定の手引き』

A 5 版145頁 カラー印刷 頒価3,100円(税込み) 送料協会負担

本書は、災害復旧事業の円滑・適正な実施のため、災害査定業務に係る基本的な事項を図面、写真、査定設計書、ポンチ絵等を簡潔に分り易くとりまとめたもので、災害復旧事業に関する研修、講習会のテキスト等として幅広く活用されるものと確信いたしております。

『災害査定の手引き』【目次】

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 災害発生から工事完了まで | 5. 橋梁災害等 |
| ・災害復旧事業関係法令 | ・橋梁災の採択 |
| ・災害発生から工事完了まで | ・砂防区域内の準用・普通河川の災害採択
(砂防法第3条の2の規定によって
同法が準用される天然の河岸) |
| 2. 災害復旧事業の採択要件及び範囲 | 6. 改良復旧事業 |
| ・採択要件の基本 | ・改良復旧事業の枠組 |
| ・災害の要件(異常天然現象の基準) | ・一定災と災害関連事業 |
| ・災害復旧事業の対象(公共土木施設) | 7. 災害復旧事例 |
| ・適用除外(法第6条) | 8. 財務省立会制度 |
| ・災害復旧事業の範囲 | ・立会制度について |
| ・応急工事 | ・財務検査要綱 |
| 3. 査定設計書の作成 | ・検査官と立会官 |
| ・積み上げによる積算 | 9. 災害査定のがまえ |
| ・総合単価による積算 | ・査定時における検査官の心得 |
| 4. 査定業務 | ・立会官との関係 |
| ・査定業務の流れ | ・現場申請主義 |
| ・現地査定 | ・採択率 |
| ・机上査定 | ・査定官回し |
| ・決定金額等 | ・随行員の役割 |
| ・再調査 | |
| ・査定現場における技術的留意事項 | |
| ・河川環境の保全に配慮した復旧工法 | |

—参考資料—

詳細については、(社)全国防災協会ホームページの出版図書案内をご参照下さい。

平成23年 発生主要異常気象別被害報告

平成23年4月15日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計		
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
北海道	1 <2>	60,000 <770,000>							<3> (1) 10	<643,700> (839) 734,539							<8> (1) 11	<643,700> (839) 794,539	
青森	2 <3>	770,000 <30,000>							<33> (15)	<1,926,300> (1,603,049)							<35> (15)	<2,696,300> (1,603,049)	
岩手	6	62,200	1	3,700					68 <503> (90)	4,385,349 <44,489,000> (41,103,100)							70 <506> (90)	5,155,349 <44,519,000> (41,103,100)	
宮城									1,633 <321> (382)	256,741,100 <53,332,000> (251,655,000)							1,640 <321> (382)	256,807,000 <53,332,000> (251,655,000)	
秋田					1	55,000			2,384	443,377,127							2,384	443,377,127	
山形									20 <226> (292)	200,000 <46,824,013> (50,828,572)							20 <226> (292)	200,000 <46,824,013> (50,828,572)	
福島									4,414 <210> (335)	243,153,466 <32,864,500> (30,693,874)							4,414 <210> (335)	243,153,466 <32,864,500> (30,693,874)	
茨城									2,766 (26)	124,565,312 (1,447,926)							2,766 (26)	124,565,312 (1,447,926)	
栃木									286 (2)	4,571,729 (5,448)							286 (2)	4,571,729 (5,448)	
群馬									4 (8)	46,448 (202,357)							4 (8)	46,448 (202,357)	
埼玉									19 <40> (195)	530,685 <5,902,500> (22,795,963)							19 <40> (195)	530,685 <5,902,500> (22,795,963)	
千葉									573 <3> (14)	75,367,908 <143,000> (6,343,400)							573 <3> (14)	75,367,908 <143,000> (6,343,400)	
東京									17 (4)	6,486,400 (271,000)							17 (4)	6,486,400 (271,000)	
神奈川									205	2,507,530							205	2,507,530	
新潟															1	5,000	1	5,000	
富山	1	310,000															1	310,000	
石川	3	330,000															3	330,000	
福井																			
山梨									(1)	(7,000)							(1)	(7,000)	
長野									187	5,561,000							187	5,561,000	
岐阜									8	176,000					1	21,691	9	197,691	
静岡									7	218,952							7	218,952	
愛知																			
三重																			
滋賀																			
京都					1	72,000											1	72,000	
大阪					1	120,000											1	120,000	
兵庫																			
奈良																			
和歌山																			
鳥取									1	19,000							1	19,000	
島根	<3> 4	<130,000> 165,000															<3> 4	<130,000> 165,000	
岡山					1	377,909											1	377,909	
広島					1	50,000											1	50,000	
山口																			
徳島																			
香川																			
愛媛																			
高知																			
福岡																			
佐賀																			
長崎																			
熊本																			
大分																			
宮崎																			
鹿児島																			
沖縄																			
札幌									(280)	(158,079,000)							(280)	(158,079,000)	
仙台									1,596	258,981,000							1,596	258,981,000	
さいたま																			
千葉									(25)	(2,860,500)							(25)	(2,860,500)	
横浜									66	5,360,500							66	5,360,500	
川崎									<1>	<70,000>							<1>	<70,000>	
相模原									1	70,000							1	70,000	
新横浜																			
静岡																			
浜松																			
名古屋																			
京都																			
大阪																			
堺																			
神戸																			
岡山																			
広島																			
九州																			
福岡																			
補助計	<9> 18	<1,230,000> 1,997,200	1	3,700	5	674,909	1	19,000	<1,345> (1,670)	<186,195,013> (567,897,028)							<1,354> (1,670)	<187,425,013> (567,897,028)	
直轄計					1	68,000			98	287,875,401							99	287,943,401	
合計	18	1,997,200	1	3,700	6	742,909	1	19,000	14,362	1,720,910,446						3	76,691	14,391	1,723,749,946

※上段()内書きは、下水道・公園分、< >内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。